

日程第65 承認第2号 専決処分事項の承認について（平成25年度橋本市一般会計補正予算（第7号））から、日程第80 議案第75号 和解に係る損害賠償の額の決定について までの16件

○議長（石橋英和君）日程第65 承認第2号 専決処分事項の承認について（平成25年度橋本市一般会計補正予算（第7号））から、日程第80 議案第75号 和解に係る損害賠償の額の決定について までの16件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）それでは、追加提案させていただきました議案についてご説明をさせていただきます。

追加議案といたしましては、市長専決処分事項の承認案件が1件、また平成25年度橋本市一般会計、特別会計、企業会計の各補正予算案件が12件、条例の一部改正案件が2件、和解に係る損害賠償案件が1件、合計16件の案件を提出させていただきました。

まず、承認第2号は、平成25年度橋本市一般会計補正予算（7号）であり、総務費の市長選挙に要する経費、県議会議員補欠選挙に要する経費、及び災害復旧費を補正してございます。

県議会議員補欠選挙につきましては、1月29日付の県議会議員辞職に伴い欠員が生じたため、市長選挙と同日に執行することとなり、それぞれの選挙費用負担割合に応じて、市長選挙に要する経費で1,033万7,000円を減額補正し、県議会議員補欠選挙に要する経費及び

臨時啓発費として2,146万9,000円を新たに補正したものでございます。

また、災害復旧費につきましては、台風18号による豪雨災害の復旧経費で、国の災害査定により補助対象工事費が確定したことに伴い、早急に復旧工事を施工するため、現年農地農業用施設災害復旧に要する経費で4,425万2,000円、及び現年林道災害復旧に要する経費で474万8,000円を補正したものでございます。

ただ今ご説明申し上げました承認第2号は急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、2月6日に専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

ご承認賜りますよう、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第61号から議案第72号までは、平成25年度橋本市一般会計、特別会計、企業会計の3月補正予算でございます。

議案第61号、平成25年度橋本市一般会計補正予算（第8号）は、各費目とも事業の確定や清算見込みに伴う変更などにより予算の増減額を計上したのが大半でございますが、一部において、国の経済対策に伴い、平成26年度で予算計上を予定していた事業を平成25年度予算として前倒しした事業がございます。

具体的には、農林水産事業費の広域農道建設事業負担金として914万2,000円、地籍調査事業委託料で264万円、土木費のトンネル修繕設計委託料で200万円、橋梁長寿命化設計委託料で825万6,000円、橋梁長寿命化工事費で2,111万9,000円、教育費では、隅田小学校大規模改造工事設計監理委託料で248万9,000円、

隅田小学校大規模改造工事費で1億369万9,000円となっております。

ただ今ご説明申し上げました一般会計については、増額分を含めても、減額分の方が上回るため、平成25年度一般会計3月補正予算額は、歳入歳出とも7億9,658万7,000円の減額となり、予算総額といたしましては264億2,604万7,000円となっております。

次に、議案第65号、平成25年度橋本市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）においても、各費目とも事業の確定や清算見込みに伴う変更などにより予算の増減額を計上しておりますが、国の経済対策に伴い、流域下水道事業負担金で620万3,000円、公共下水道工事費で6,100万円を前倒しで補正計上しております。

なお、全会計ベースでは今回の補正で5億8,551万5,000円減少し、予算総額といたしましては550億1,036万3,000円となっております。

議案第73号は、橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、消費税法等の改正に伴い、消費税に関する所要の改正を行うものでございますが、その中でも生活系一般廃棄物のうち各種指定袋等により排出されるごみを収集、運搬及び処分する際の手数料につきましては、本体価格を引き下げること、税込み総額が現行料金より上がることをしないよう、改正を行うものでございます。

また、この改正に加え、一般廃棄物処理業を行おうとする者の許可及び許可の更新に関し、暴力団等を排除するための所要の改正もあわせて行うものでございます。

議案第74号は、橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、地方公共団体の手数料の標準に関

する政令の改正に伴い、手数料の額を一部改正するものでございます。

議案第75号は、橋本市民病院における損害賠償訴外事件に関する、和解に係る損害賠償の額の決定についてでございます。

これは、橋本市民病院で起こりました医療事故に関し、1月28日に橋本市民病院と相手方との間で、条件面の合意に至りましたので、和解に係る損害賠償の額の決定について、議会の議決を求めるものでございます。

以上が追加提案いたします議案等の概要でございます。

議員各位には、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（石橋英和君）市長の説明が終わりました。

これより、承認第2号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております承認第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第2号 専決処分事項の承認

について（平成25年度橋本市一般会計補正予算（第7号））を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

次に、議案第73号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）これも先ほどの消費税の関連なんですけれども、この可燃ごみ袋について、50円に値上げしたときに、たしかごみ処理費用を含むのでということで、1枚につき、代が50円に値上がりしたと思うんです。そのときは、消費税の話というのはなかったんじゃないかなと思うんですけれども、確かに今回8%の消費税率の引き上げでしたらば、同じ金額になるんですけれども、これが10%になれば、実際には市民からすれば値上げになってきます。それで、先ほども言いましたけど、一般会計については、消費税は国に納めなくていいものですから、5%から8%になって税金を含んでいるとしても、消費税は払わなくてもいいから、市に入ってくるお金は同じになりまして、それはそうなんだけども、このごみ処理費用にまで消費税をかけるということについては、どう考えたらいいんでしょうか。

○議長（石橋英和君）市民生活部長。

○市民生活部長（石井美鈴君）広域ごみ施設の稼働のときに50円ということで、その際に消費税の分を勘案したかどうかというのは、私、ちょっと勉強不足でお答えすることはできないんですが、今回につきましては、先ほども総務部長のほうも説明があったかと思うんですが、やはり、仕入れの部分で消費税というのが加算されますので、その分を差し引きしましても、やはり、収入よりは支出の

ほうが上回るということになりますので、今回は据え置きになりますが、10%の際はやはりその分は加算させていただくことにしました。

以上でございます。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）消費税引き上げのときに、消費税を引き上げないようにという意見書を上げてほしいという請願を出したときに、市当局はたしか消費税上がっても地方消費税の交付分が増えるので、上がってもいいというふうな感じの答弁というかをされていたと思うんです。それが、今になりましたら、いろいろなものに消費税がかかって支出が増えるというふうに説明されても遅いではないかというふうに私自身は思うんです。

それと、この予算書の中で、指定ごみとか粗大ごみの清掃手数料で言いましたら、合わせたら8,000万円ほどになるんです、ごみ袋と粗大ごみのシールとで。単純に計算したら、だいたい8%としても、600万ぐらいとかの消費税になるんです。市民がそれだけの消費税を払っていると。でも、これは5%になろうが8%であろうが、本体価格を変えていったら、納めなくていいので、市のほうの収入は変わらないわけです。これは引かなくていいので。ですから、むしろ、ごみ袋については、消費税はかけないというふうにするべきではないでしょうか。

○議長（石橋英和君）市民生活部長。

○市民生活部長（石井美鈴君）市民の方、購入していただく際は、ほとんどスーパーであったり、コンビニであったり、小売店舗のほうで購入していただいている方がほとんどの方です。その際、小売店舗の方に市のほうが卸すという形になります。その分の消費税もやはり見込まなければ、小売店舗の売り上げというのに影響されますので、その分が市と

しては、実質の減額にはなりません、歳入としましてね。それに、本来10円で売っていたのが、小売店舗には7円で卸していたと。それについて消費税が1.08になった場合に、同じ7円ですれば10円で売ってもらって、その分もうけが少なくなりますので。その分を考えて卸値を減額しております。そういうことも含めて、やはり今回は、市民の方には消費税分は転嫁しないということになりましたが、やはり10%のときには、とても対応できないということで、その分は見ていただくということに、市としてはなりました。

以上です。

〔2回したからできないんです。今のにちょっと疑問はあるんですけどね。できませんね〕と発言する者あり

○議長（石橋英和君）答弁もれだったらご発言していただきますが。

2回もう質問していただいたので、後で部長に尋ねていただけますか。お願いします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第73号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）議案第73号 橋本市廃

棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

消費税率引き上げにあわせてといたしますか、内税だったのを外税にするためのこの本体価格の改正なんですけれども、そもそもこのごみ袋の費用の中には、ごみ処理費用の一部負担金というものも入っておりますし、そのこと全体に消費税をかけていくということについて、疑問があります。それと、ごみ袋というのは生活にものすごく密着していることで、消費税率が上がるたびに値上げになるということには、市民の負担も増すことで、反対をいたします。

以上です。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第73号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石橋英和君）起立多数であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）上位法が変わったことに伴う値上げということなんですけれども、もとの上位法が値上げした理由といたしますか、そういうのがわかりましたら、ご説明お願いいたします。

○議長（石橋英和君）消防長。

○消防長（大谷 明君）議員の質問にお答えします。

上位法、これは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されましたので、それに伴います手数料の改正でございます。説明書きを見ますと、一応、標準例、この地方公共団体の手数料の標準に関する政令というのが標準例と言うんですけども、標準例に規定する手数料は非課税ではありますけども、標準額について、当該額を徴収する事務に要する人件費、物件費等のコストを積み上げたものでありますので、課税対象である物件費等の部分については、ある程度消費税の影響を受けるということなので、その分の影響を考慮する必要があるということで、今回の手数料の変更と、そういうふうになっていると聞いております。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第74号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第74号 橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

企画経営室長。

○企画経営室長（上田力也君）先ほどの議案第1号 平成26年度橋本市一般会計予算についてで、2番議員より答弁を保留いたしておりました臨時職員、それから嘱託職員の人数でございますが、平成25年度の当初予算としては398人を措置しておりました。当初予算、平成26年度については、若干増えますが407人という人数に割り当てております。

以上です。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（枅谷俊介君）先ほど2番議員よりご質問をいただきました、後期高齢者被保険者数につきまして、資料を見る段を1段見誤っておりました。申しわけございません。おわびして訂正させていただきます。

平成26年度が8,938名でございます。平成25年度が8,739名でございます。

以上でございます。

○議長（石橋英和君）この際、午後2時40分まで休憩いたします。

（午後2時12分 休憩）

（午後2時40分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告いたします。

先ほど設置されました平成26年度予算審査特別委員会委員長に田中博晃君、副委員長に土井裕美子君、それぞれ選出されました。

以上で報告を終わります。

日程に従い、議案審議を行います。

次に、議案第61号について質疑を行います。

便宜、補正予算説明書により、歳出から款別に行います。補正予算説明書の平成25年度橋本市一般会計補正予算第8号の22ページをお開きください。

まず、1款議会費、22ページから23ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、次に、2款総務費、22ページから33ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、次に、3款民生費、4款衛生費、32ページから43ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、次に、6款農林水産業費、7款商工費、44ページから49ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、次に、8款土木費、9款消防費、48ページから59ページまで、質疑ありませんか。

12番 清水君。

○12番（清水信弘君）51ページのちょうど真ん中ぐらいになるんですけども、橋梁長寿命化工事費というのがあるんですけども、これは、いわゆるトンネルの崩落事故とかに遭ったので、それについて急にできたものですか。もともと、こういうものがせなあかんものだったのか、また、どういうことをやるのか、それによってどれによってどれぐらい寿命が延びるか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）トンネルの崩落事故と直接的には関係ございません。公共施設全般が高度成長期等につくられたものが、概

ね耐用年数が50年とかいうふうな近づいてきておる、あるいは過ぎておるものですから、橋梁を含めて、トンネルも含めて、道路施設全般の長寿命化を図っていかうという中で、今回の橋梁についての長寿命化、つまり延命のそういった工事をやっていくものでございます。長寿命化計画を立てまして、それで、補助金をいただきながら、逐次やっていくものでございます。

それで、概ね長寿命化の内容は橋梁の損傷の程度によって内容が違うんですけども、例えば、鋼製げた、いわゆる鉄でできているものでしたら、塗装があれしてきたものを、きちっとしたさびどめ塗装をしたりですとか、コンクリートの床版でしたら、少し細かなクラックいったのを補修したりですとか、橋台なんかもクラックがあればそれを補修したりということで、本市の場合、調べましたら、いわゆる致命傷のあるような橋梁というのはございませんでした。そういったところから逐次、予算の許す範囲で、そういった執行をしながら、少しでも大きなお金がいつきに要することを防いでいくという趣旨でございまして、具体的に何年ぐらい延びるかというのは、その橋梁、橋梁で一概に言えません。

以上です。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）55ページの公園管理に要する経費で、都市公園バリアフリー化工事費580万円。新年度予算の中にも、小峰台、紀見ヶ丘でバリアフリー化をするということで1,000万円ついているんですけども、これとの兼ね合いといいますか、どうなってますでしょうか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）公園につきましても、いわゆる長寿命化の一環の中で、本市の

場合、先行的に長寿命化、各遊具の施設よりも、バリアフリー化、段差解消、それから、階段の手すり等を先行的に、現在実施しております。2番議員ご指摘のとおり、当初予算でも予算をお認めいただいて、現在執行することにしておるんですけども、この増額につきましては、社会資本整備という本市のほうへいただいている予算の中で、この枠が出ましたので、補正させていただいて、さらにそういったバリアフリー化、あるいは手すり等を少しでも進めたいというところで、3月で補正をさせていただきました。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）そうしましたら、この補正の580万円は、どこの公園をバリアフリー化するのでしょうか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）現在、こういったバリアフリー化を進めさせていただいておりますのは、三石台、それから城山台のほうで現在実施中でございます。それから、小峰台、あるいは順番に、各自治会と今、話に入っている最中ございまして、逐次、北部の大規模団地だけではなくて、既存のそういった都市公園等についても、順番に予算の許す範囲で、地元の優先順位等もお聞きしながら実施していきたいということで、そういった順番で今後進めていきたいので、このお金で、まだ具体的にどの公園というところまでは追い込めてございません。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

5番 森下君。

○5番（森下伸吾君）51ページの、先ほどの橋梁長寿命化に関する経費のところの、もう一度、詳しくお願いしたいんですが、だいたい何カ所ぐらいを予定しておって、その優先順位、築年数でいくのか、それとも危険度でいくのか。そのあたり、もしわかれば、よろ

しくお願いします。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）優先順位のつけ方につきましては、調査しまして、橋梁そのものの損傷度合いと、それから、影響ですね。例えば、鉄道の上にかかっている橋等ですと、万が一のことがありますと、非常に影響が大きい。あるいは、交通量の多い、例えば、371号の上にかかっている橋なんかも、やはり、橋そのものもそうですし、それからかかわる影響も大きい。それから、この長寿命化計画策定するにあたっては、例えば、庁内で消防本部も入っていただいたり、あるいは、災害等の視点からも見て、橋梁の損傷度合い、与える影響、それから、いろんな意味での道路の重要性、そうしたものを総合評価した中で順位を決めております。具体的にどこと言いますと、300橋余り超える橋梁について点検しておりますので、そういった損傷度合い等も含めた総合評価の中で、緊急順位の高いものから、逐次やっていくというところがございます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

18番 井上君。

○18番（井上勝彦君）53ページなんですけども、部長、伏原田原線の9,949万3,000円の減額があるわけなんですけど、新年度、新しい予算が組まれているわけなんですけども、一応、減額を25年度、間に合わなんだのかどうかかわらんのですけども、賠償金とかあるいは委託料、その他、ずっとあるんですけども、減額されているわけなんですけども、今、私が言ったとおりのことかどうか、もう一度ちょっと説明していただけますか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）今回の減額につきましては、いわゆる雨天樋川にかかっております、橋梁にかかわるものの減額でございま

す。これにつきましては、家屋が隣接しておりまして、今までいろんな地元の方とお話ししていたんですけども、ようやく、いろいろご理解もいただけて、着工できる運びになったんですけども、ただ、河川をさわらなければならぬので、どうしても、出水期にはさわることができません。それと、やはり橋梁ということでもありますし、隣接家屋等の関係もありますので、やはり、慎重に工事を進めたいということで、今回、補正で落とさせていただいて、当初予算で直させていただいております。そういった中で、26年度の中で、慎重に実施していきたいと。それから、補償金等につきましても、それにかかわる水道の移設補償であるとか、N T Tの電柱の移設にかかる補償、こういったものが関連しておりますので、あわせて減額させていただいております。

○議長（石橋英和君）18番 井上君。

○18番（井上勝彦君）説明がよくわかりました。ところで、これ、新年度で、部長、やるわけですけども、だいたい、この今年度の工事によって、伏原田原線の例えば、側道までの間、これは26年度中にだいたい、それで、全開通というんですか、そういう見込みでしょうか。それと、あと、舗装その他もあると思うんですけども、それも含めて、26年度中に、かなりちょっと二、三年遅れている、前回よりもかなり遅れているわけなんですけど、これは地元の問題もあってと思うんですが、なぜ、私それを申しますかと言いますと、現在、市道20号線やったかな、ガストのところから応其の今現在、村の中を通っているところがあるんですが、非常にあこが危険度が高く、小さい事故が頻繁に起きているという状況の中で、あこの側道を早く開通することによって、安全を保てるのではないかとということもありますので、その点、開通がいつご

ろになるのかちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）この伏原田原線につきましては、事業認可区間がもともと平成26年までということでございますので、26年に完了すれば、一応予定どおりということになるんですけども、予算的には、平成26年度で完了させていただける予算計上をいたさせてもらっております。ただ、先ほども申しましたとおり、渇水期でないといけない橋梁部分等もございますし、やはり、橋梁で河川を掘ったりすることで、どんな状況があるかもわかりませんので、認可の延伸等についても、今、県、国と協議をさせていただいておりますけれども、基本的には26年度で、できれば舗装も含めて完成させたいなど、遅れても1年程度ということ完成させたいというふうに考えております。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

6番 辻本君。

○6番（辻本 勉君）51ページの2334、東家西御門線整備に要する経費で、マイナスの550万円なんですが、これ、当初予算でまた入れていただいておりますと思うんですが、もうこれ、できるだけ早くやっていただきたいということで、通学路整備との関係もあったので、お願いしておったんですけども、これ、地元との協議というのがされておると思うんですけども、何人かというか、お1人だけだったと思うんですけども、反対されておるということで、その辺があつて、25年度にできなかったんだと思うんですけども、26年度で上げていただいておりますということは、地元同意がとれておるかどうか、またぞろ、26年度ももう流してしまうということになっても困りますので、地元同意がとれておるのかどうか、その辺だけお答え願えますか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）近々、再度説明会をする予定をしております。地元ともいろいろ話を進めている中で、現在は26年度で実施する方向で、最終的ないろんな説明もしていきたいというふうな段階でございます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、次に、10款教育費、58ページから69ページまで、質疑ありませんか。

4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）67ページの産業文化会館の改修工事費ですが、文化会館、今、空調工事などが終了されて、すごく心地よくなっているんですけど、市民の方から和式トイレを洋式トイレにしてほしいというお声をいただいているんですけども、そういった改修工事については、される予定はあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）お答えをいたします。

産業文化会館のトイレの改修につきましては、国等の補助金がございますけれども、いわゆる県が推奨するおもてなしトイレの助成を26年度で申請させていただく予定でございます。それがいただけるということであれば、工事を実施していきたいというふうに考えております。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

12番 清水君。

○12番（清水信弘君）61ページでございます。委託料の中に、英語指導助手業務委託料として300万円が減額になっておりますけれども、これは雇えなかったのか、雇わなかったのか、それによる児童への影響はないのかどうか、それをお伺いします。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）これにつきましては、英語指導助手の派遣の委託の関係でございますが、計画どおりの派遣はしていただいております。単なる予算と契約額との差を減額させていただくということになります。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

16番 堀内君。

○16番（堀内和久君）69ページの南馬場緑地グラウンドのこの減額の理由を教えてくださいと思います。

○議長（石橋英和君）理事。

○理事（吉田長司君）委託料の減額と工事費の減額、賃金については1人減りましたので、減っていますけれども、グラウンドの工事費につきましては、12月の議会で言いましたように、災害復旧で認めてもらえる額と、それと、単独でしなければいけない額ということで、二重に計上してございました。それで、災害復旧で全額もうできるようになりましたので、これを国体の費用として単独でする必要がなくなったので、今回減額してございます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、次に、12款公債費、13款諸支出金、70ページから71ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、歳出を終わります。

引き続き、歳入に入ります。

4ページをお開きください。

歳入全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第61号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第61号 平成25年度橋本市一般会計補正予算（第8号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号について質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第62号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第62号 平成25年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号について質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第63号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第63号 平成25年度橋本市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について 採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号について質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第64号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第64号 平成25年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について 採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号について質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第65号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第65号 平成25年度橋本市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について 採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号について質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第66号については、委員会の付託を省略いたしたいと

思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第66号 平成25年度橋本市墓園事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号について質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第67号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第67号 平成25年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号について質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第68号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第68号 平成25年度橋本市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号について質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第69号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第69号 平成25年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号について質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第70号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第70号 平成25年度橋本市指定訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号について質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第71号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第71号 平成25年度橋本市水道事業会計補正予算（第3号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号について質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第72号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第72号 平成25年度橋本市病院事業会計補正予算（第3号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）本事案はいつの事案ですか。

○議長（石橋英和君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（石井敏明君）平成24年の10月24日におきます医療事故でございます。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）ちょっとずれるんですけども、現在、係争中のこういう事案というのは何件ぐらいありますか。これだけですか。

○議長（石橋英和君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（石井敏明君）本件のみで、その他の係争中の事案はございません。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第75号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第75号 和解に係る損害賠償

の額の決定について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長(石橋英和君)以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明2月21日から3月5日までの13日間は委員会審査等のため休会とし、3月6日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

この際、各委員会の開催日程等について日程表を配付いたさせます。

(職員・日程表配付)

○議長(石橋英和君)配付もれありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)配付もれなしと認めます。

各委員会の開催日程等については、ただ今配付いたしました一覧表のとおりでありますので、ご出席願います。

本日は、これにて散会いたします。

(午後3時15分 散会)